

消費者特別基金の設置、管理及び支出に関する規則
(平成二十一年三月十八日規則第四百十一号)

(設置の目的)

第一条 日本弁護士連合会(以下「本会」という。)の消費者被害の予防、救済のための活動その他本会の消費者問題に関連する諸活動に充てるため、消費者特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(会計)

第二条 基金の会計は、特別会計とし、その年度は本会計に準じる。

(収入)

第三条 本会は、次に掲げる収入を基金として積み立てる。

一 本会会員の寄附金

二 本会会員以外からの寄附金

三 本基金から生ずる利息等の益金

2 前項第二号の寄附金を受入れるときは、消費者問題対策委員会の承認を得なければならない。

(管理者)

第四条 基金は、本会の会長が管理する。

(管理方法)

- 1 -

第五条 基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 基金は、消費者被害の予防又は救済のために、緊急の必要があるとき又は特別の必要があるときに支出する。

(支出の手続)

第七条 会長は、基金の支出の可否について、あらかじめ、消費者問題対策委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合、会長は、消費者問題対策委員会の意見を尊重するものとする。

3 会長は、基金の支出について、経理委員会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、平成二十一年三月十八日から施行する。

2 消費者特別基金設置要綱(昭和六十二年七月十七日理事會承認)は、廃止する。

3 この規則施行の際、廃止前の消費者特別基金設置要綱の規定に基づく消費者特別基金特別会計は、この規則第二条の消費者特別基金特別会計となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 -